育児休業についての行動計画

令和3年3月1日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日~令和6年2月28日まで

2. 内容

目標 1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和3年3月~ 制度に関する資料を作成し、随時、社員に配布

目標 2:会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。

<対策>

- ●令和3年3月~ 社内に掲示し、従業員に育児休業を取得できることを周知し 対象社員を把握した場合は、制度の周知
- ●令和3年3月~ 育児休業の取得希望者を把握したら説明を実施

目標 3:業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて、再び就業することを円滑に行うようにする。

<対策>

- ●令和3年3月~ 社員のニーズの把握、検討開始
- ●令和3年3月~ 制度にて運用、確認を行う

目標 4:対象社員が現場復帰後、妊娠報告から仕事の引継ぎ、現場復帰までスムーズに行えたと感じたか、確認し、改善すべき箇所があるかチェックする。

<対策>

●令和3年3月~復帰後確認

サンエスライン株式会社 代表取締役 山田敬太郎